



固定資産税 ～こんなときは届出を～

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に課税される税金で、次の場合は、必ず届出をしてください。

○建物を新築・増築したとき

住宅などを新築・増築し、平成28年1月1日までに完成した場合は、平成28年度の固定資産税の対象となるため、届出をお願いします。

○建物を取り壊したとき

平成27年12月31日までに建物の一部または全部を取り壊した場合は、平成28年1月31日までに届出をお願いします。取り壊した建物については、平成28年度から固定資産税の対象外となりますが、届出がないと対象となることがあります。

問合せ 税務課 固定資産税担当 ☎82-1224

税に関する中学生の標語優秀作品

秩父税務署管内国税モニター会では、「税を考える週間」に合わせ、「税に関する中学生の標語」の募集を行いました。その結果、東秩父中学校の2名の方が優秀作品に選ばれました。受賞された皆さん、おめでとうございます。（敬称略）

東秩父村長賞

納税で 未来の子供に バトンパス
東秩父中学校3年 恒木 杏菜

東秩父村教育長賞

納めよう 税で支える 日本の未来
東秩父中学校3年 神山 萌

東秩父村税等休日納付窓口の開設

東秩父村税等の休日納付窓口を開設しますので、平日の納付が困難な方や納税について相談がある方等はお気軽にご利用ください。

日時 12月12日（土）・13日（日）午前9時～午後3時
場所 東秩父村役場 税務課内
問合せ 税務課 ☎82-1224

秩父税務署からのお知らせ

相続税の課税対象となる方の範囲が拡大されました!

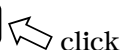
平成27年1月1日以降に相続または遺贈により取得する財産に係る相続税については、基礎控除額が引き下げられ、課税対象となる方の範囲が拡大されました。

基礎控除額：3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)

相続税の申告要否を判定するには、国税庁ホームページの「相続税の申告要否判定コーナー」をご利用ください!!

国税庁

検索



「相続税の申告要否判定コーナー」は、法定相続人の数や個別の財産・債務の価額等を入力することにより、基礎控除額などを自動で計算し、相続税の申告要否のおおよその判定を行うものです。